

安川病院 居宅介護支援センター運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 安川病院が開設する居宅介護支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービスを作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- ① 事業の実施に当たっては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者との連携により、総合的かつ効果的に提供されるように配慮し行うものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者またはその家族の希望を踏まえつつ、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行い総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
 - (ア)事業の実施に当たっては、利用者の人権を擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めるものとする。
 - (イ)事業の実施にあたっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めなければならないものとする。
 - (ウ)前5項のほか、「福井市指定居宅介護支援等の事業人員及び運営の基準等を定める条例(令和3年3月23日福井市条例第11号)」の規定を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 安川病院 居宅介護支援センター

所在地 福井市大和田2丁目108番地

電話番号 0776-52-2807 FAX0776-52-2809

(事業所の職員の職種 職務内容)

第 4 条 センターの職員の勤務する職種内容は次のとおりとする。

① 「管理者」 1 名 (介護支援専門員 常勤専任)

管理者には主任介護支援専門員を配置し、事業所の介護支援専門員とその他の従業員の管理及び居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

また従業員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② 「事務員」 常勤、若しくは非常勤 1 名

必要な事務を行い、管理者及び介護支援専門員の業務の補助をする。

③ 当事業所においては、介護支援専門員一人当たりの標準担当件数は 44 人とする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

① 営業日：月曜日から金曜日とする。但し国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日を除く。

② 営業時間：午前 8 時半～午後 5 時半までとする。

③ 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第 6 条

(1) 「福井市指定居宅介護支援等の事業人員及び運営の基準等を定める条例(令和 3 年 3 月 23 日福井市条例第 11 号)」第 16 条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

(2) 指定居宅介護支援事業者は提供開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。

(3) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者もしくは家族から求められた時はこれを提示する。

(4) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供を求められた時は利用者の被保険証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間を確かめ、認定申請行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(5) 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行う。

(6) 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービスの手続きを行う。また、サービスの選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。

(7) 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、予め利用者に対し、利用者が病院もしくは診療所(以下「医療機関」という)に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る

介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関に対し伝えるよう依頼を行うこととする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 「福井市指定居宅介護支援等の事業人員及び運営の基準等を定める条例(令和3年3月23日福井市条例第11号)」第16条に定める取扱方針を遵守するものとし、居宅介護支援の具体的内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護サービス計画の担当者と相談場所

担当の介護支援専門員は居宅サービス計画の作成に関する業務を行い、利用者等から相談を受ける場所は自宅又は事業所内の相談室で行う。

(2) 利用者の実態把握 (課題分析の実施)

- ① 使用する課題分析表の種類:MDS-HC 方式
- ② 課題分析の実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
- ③ 課題分析の実施に当たっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 居宅サービス計画原案作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

利用者等が訪問看護、通所リハビリテーションの医療系サービスを希望している場合は、利用者の同意を得て主治医などに意見を求め居宅サービスに位置付け、主治医にも居宅サービス計画を交付する。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を召集した、サービス担当者介護の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

ただし末期の悪性腫瘍の利用者に限り、心身の状況などにより主治医又は歯科医師等の意見を勘案して必要と認める場合、その他やむを得ない理由がある場合にはサービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとし多職種間で連携を図る。

(5) 居宅サービス計画の説明・同意・交付

介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画書を交付する。

(6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して

個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な状況把握及び評価

- ① 居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等と連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更およびサービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行い、少なくとも1月に1回モニタリングの結果を記録する。
- ② 居宅サービス事業者等から利用者に係る情報を受けた時その他必要と認める時は、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医若しくは歯科医師、又は薬剤師に提供する。

(8) 訪問介護の回数の多い利用者への対応

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあってはその利用の妥当性を検討し該居宅サービス計画当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届けなければならないものとする。(福井市条例第 16 条第 20 号)(令和 3 年 3 月 23 日施行)

(9) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(10) 介護保険施設等の紹介

介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は、利用者が介護保険施設への入所または入所を希望する場合には介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。また介護保険施設等から、退院又は、退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、予め居宅介護サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(利用料等)

第 8 条 指定居宅介護支援の利用料は次のとおりです。

- ① 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。
- ② 当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は利用料を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、福井市全区域・坂井市・吉田郡とする。

(交通費)

第 10 条 介護支援専門員の交通費は通常の営業実施区域内は無料。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、主治医等に連絡を行なうとともに、必要な措置を行う。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故処理等の記録は 5 年間保管する。

(苦情・相談等について)

第 12 条 相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する要望・苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 3 事業所は提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 苦情処理等の経過記録は 5 年間保存する。

(個人情報の保護)

第 13 条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供(担当学会議等)以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(人権擁護・高齢者虐待防止の対応)

第 14 条 事業者は利用者の人権擁護・高齢者虐待の防止の為、次の措置を講じなければならない。

- (1) 高齢者虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 高齢者虐待を防止するための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

(ハラスメント対策に関する事項)

第 15 条 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(暴力団排除)

第 16 条 事業所を運営する当該法人の役員及び実施に当たっては、福井市暴力団排除条例（平成 23 年 福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(指定居宅介護支援における業務継続ガイドライン等に関する事項)

第 17 条 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 18 条 居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他の運営についての重要事項)

第 19 条 事業所は、居宅介護の支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、研修会の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

② 継続研修 年間研修計画に基づき施行する。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また従業者でなくなった

後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

- 3 指定居宅介護支援の提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存する。
- 4 利用者が、他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他、利用者から申し出があった時には該当利用者に対し、直近の居宅サービス計画書及び実施状況に関する書類を開示しなければならない。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人 安川病院居宅介護支援センター理事長と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日から改訂・施行する。

この規程は、平成16年2月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成18年8月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成21年4月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成26年4月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成27年4月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成29年4月1日より改訂・施行する。

この規程は、平成30年4月1日より改訂・施行する。

この規程は、令和3年4月1日より改訂・施行する。